

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の考え方 〔第3期中期目標期間(H29.4.1～R4.3.31)の終了時に見込まれる業務の実績評価関係〕

1 評価対象期間

中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績の評価対象期間は、原則として知事評価が完了している期間とする。(H29～R1)

但し、知事評価が未了であっても、地方独立行政法人精神科医療センターが自己評価を終えた期間(R2)については、暫定的に評価期間に加えることとする。その際の評価には、法人の自己評価点数を使用するが、当該期間について、知事が評価をした結果、点数に変動が生じた場合は、改めて評価委員会に報告を行うこととする。

2 評価基準及びその判断の目安

(1) 最小項目別評価

4 中期計画を十分に達成

制度、仕組み等が整備され、十分な向上心のもと他精神科病院の模範となるような対応がなされている場合

3 中期計画を概ね達成

制度、仕組み等が整備され、向上心を持った対応がなされている場合

2 中期計画をやや未達成

制度、仕組み等の整備が不十分、または、向上心を持った対応がなされていない場合

1 中期計画を未達成

制度、仕組み等の整備が行われていない場合

(2) 大項目別評価

- | | |
|---------------|--------------|
| ⑤ 中期目標を十二分に達成 | 3. 1以上 |
| ④ 中期目標を十分に達成 | 2. 7以上3. 0以下 |
| ③ 中期目標を概ね達成 | 2. 3以上2. 6以下 |
| ② 中期目標をやや未達成 | 1. 9以上2. 2以下 |
| ① 中期目標を未達成 | 1. 8以下 |

原則、当該大項目に係る最小項目別評価の評点の平均値（小数点以下第2位四捨五入）で区分する。

(3) 全体評価

大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における中期目標の達成状況全体について、総合的な評価を行う。